

神戸市公告

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和6年6月17日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

委託名	令和6年度路面下空洞調査業務
業務概要	本業務は、神戸市の管理する道路において、安全・円滑な交通を確保するための道路の維持管理に資することを目的に、路面下の空洞状況を調査し、把握するものです。
履行場所	神戸市一円
履行期間	契約締結の翌日から令和7年3月21日まで

2 担当部局

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所4号館7階

① 神戸市建設局道路管理課

TEL 078-322-6806、FAX 078-331-3448

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所4号館8階

② 神戸市建設局道路工務課

TEL 078-322-5683、FAX 078-331-3453

メールアドレス road_engineering@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を採用します。

4 競争入札参加資格

以下の（1）に掲げる資格を満たしている単体企業または、（2）に掲げる資格を満たしている設計共同体であることとします。これらを満たさない場合は、参加者として認めません。

また、参加表明書の受付後から審査・選定までの間に該当した場合は失格とします。

（1）単体企業

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- ③ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- ④ 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

⑥政令指定都市規模以上の団体（国土交通省、都道府県など）において、路面下空洞調査業務の実績を有する者であること（特別区を含む）。（設計共同体的場合は、1者以上がこの実績を有する者であること。）

(2) 設計共同体

①「(1) 単体企業」に掲げる条件を満たす者で構成された設計共同体であること。

②構成設計事務所として複数の設計共同体への参加をしていないこと。

③設計共同体は、各構成事務所がすぐれた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

④設計共同体の代表設計事務所は、構成設計事務所の中で、業務分担率が最も大きいものとする。

5 総合評価に関する事項

(1) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）の算出方法は次のとおりです。
価格点 = (1 - 入札価格 / 予定価格) × 価格点に配分された得点の満点（価格点は、小数点第1位を四捨五入するものとします。）なお、価格点に配分された得点の満点は30点とします。

(2) 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）については、入札説明書の「19 落札者決定基準」に従い、評価するものとします。

技術点 = (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計) × 技術点に配分された得点の満点（技術点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。）なお、技術点に配分された得点の満点は60点とします。

(3) 地元企業の受注機会の増大のため、次に該当する入札者には、総合評価点の1割を上限に加点（以下「地元加算」という。）を行うこととします

① 地元企業（本社所在地が神戸市内） 10点

② 準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある企業） 5点

（なお、設計共同体的場合は構成員の地元加算を各々で算出し、平均したものを設計共同体の地元加算とする）

(4) 総合評価は、入札者の価格点と技術点、地元加算を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行います。総合評価点 = 価格点 + 技術点（価格点：技術点 = 1：2） + 地元加算

6 参加表明書、入札説明書、仕様書などの交付の期間および方法

(1) 交付期間

令和6年6月17日（月）から7月31日（水）

(2) 交付方法

原則、神戸市ホームページへ掲載を行います。ホームページからのダウンロードが困難な場合は、「2 担当部局（②神戸市建設局道路工務課）」で配布します。

担当部局での配布は、土曜・日曜・祝日を除く9時から12時、13時から17時までとします。

7 入札参加者に必要な資格の審査など

この入札に参加する者に必要な書類などは下記のとおりとし、提出期限、方法および審査の結果の通知方法などについては、入札説明書によります。

- ① 参加表明書
- ② 技術提案書
- ③ 入札書および業務内訳書
- ④ 設計共同体協定書（設計共同体として参加表明書を提出する場合）
- ⑤ その他必要書類（以下、①～⑤を総じて「提案書等」という。）

8 提案書等の提出期限日および方法

日 時	令和6年7月31日（水）17時まで
提出場所	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 4号館 8階 神戸市建設局道路工務課
方 法	<p>（1）提出部数は1部とします。</p> <p>（2）原則、郵送にて提出することとし、電送（FAX、電子メール等）によるものは認めません。また、一般書留または簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けません。</p> <p>期日までの郵送が困難な場合に限り、持参による提出も可とします。その際に、入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出して下さい。持参の場合、土曜・日曜・祝日を除く9時～12時、13時～17時までに提出して下さい。</p> <p>（3）入札書および業務費内訳書（以下、「内訳書」という。）は一つの封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し、提出して下さい。封筒には委託業務名、入札書在中、並びに入札者名を記載して下さい。</p> <p>（4）参加表明書、技術提案書およびその他必要書類については、（3）の封筒とは別の封筒とし、封筒には委託業務名、入札者名を記載し、提出して下さい。</p>

9 開札予定日時および方法

日 時	令和6年8月26日（月）15時（予定）
場 所	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 4号館 8階 神戸市建設局 会議室
方 法	<p>（1）入札書は、上記の日時、場所において開札し、内訳書は入札書の開札後に全ての入札者について確認を行うものとします。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとします。</p> <p>（2）提出した入札書および内訳書は、追加、訂正、差替えまたは撤回をすることができません。また、提出した提案書等についても、追加、訂正、差替えまたは撤回をすることができません。</p>

10 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とします。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 評価項目のうち「必須とする評価項目」については、入札説明書の「19 落札者決定基準」に示す最低限の要求要件（「必須の要求要件」という。）を全て満たしていること。（なお、必須の要求要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱います。）
- (2) 総合評価点が高い者が2人以上あるときは、技術点の高い者を落札者とします。この場合において、技術点も同点であるときは、価格点の高い者を落札者とします。さらに、価格点も同点であるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとします。（くじの日時および場所については、別途指示します。）
- (3) 入札説明書に基づかない提案書等については、評価の対象とせず失格とする場合があります。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。
- (2) 一つの入札者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とします。
- (3) 「8 提案書等の提出期限日および方法」の方法によらないで提出された提案書等（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とします。
- (4) 提案書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとします。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に「4 競争入札参加資格」に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとします。
- (5) 内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、内訳書の合計価格と入札価格が異なる場合など、業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札は無効とします。内訳書が添付されていない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札は無効とします。
- (6) 提案書等の提出がない場合（（4）の規定により無効となった場合を含む。）は、当該入札は無効とします。
- (7) 入札を無効とした場合、提案書等は返却しないものとします。